

761 最終処分場機能検査者資格認定規則

(目的)

第1条 この規則は、最終処分場の施設・設備について、経年的にその機能が健全であるかを第三者の立場で検査し、維持管理時に発生しているトラブルを未然に防止するための機能検査に関する資格者の認定手続きなどを定める。

- 1) 検査の対象：最終処分場の埋立地及び関連施設、浸出水処理施設
- 2) 検査の時期：施工完成時(竣工検査データを兼用できるものは兼用する)、契約不適合責任終了時、5年目、10年目、15年目を原則とする。
- 3) 供用中の最終処分場の検査：供用開始前の検査データを考慮し判断する。

(資格認定、更新、登録などの実施組織)

第2条 資格認定、更新、登録などの実務は、特定非営利活動法人最終処分場技術システム研究協会（以下、「NPO・LSA」と略す）の実施組織としてNPO・LSA内に、最終処分場機能検査者資格認定専門委員会（以下、「認定専門委員会」と略す）を設置する。

- 1) 認定専門委員会の委員は、NPO・LSAの会員より構成する。
- 2) 資格認定、更新、登録などの実務は、認定専門委員会とNPO・LSAの事務局で行う。
- 3) 資格認定、更新、登録などの証書はNPO・LSA名とする。

(資格の分類)

第3条 機能検査者の資格は、次の専門分野別とする。

- 1) オープン型最終処分場機能検査者
- 2) 被覆型最終処分場機能検査者
- 3) 浸出水処理施設機能検査者

(機能検査者の役割)

第4条 機能検査者は、以下に示す最終処分場機能検査者資格認定試験テキストの個々に設定された検査項目、検査方法、判定値を参考に(事業者との契約が望ましい)検査を実施する。検査結果に対する責任は検査団体が負うものとする。検査結果に疑義が生じた場合は認定専門委員に相談することが出来る。

- 1) オープン型最終処分場
貯留構造物、遮水基盤、遮水シート、保護マット、遮水シート損傷位置検知モニタリング、埋立ガス処理施設、地下水関連施設、浸出水集排水施設、雨水集排水施設、防災設備、道路
- 2) 被覆型最終処分場

オープン型最終処分場の項目に加え、被覆設備、人工地盤、場内環境管理設備、安定化促進設備、遮水設備、搬入管理設備

3) 浸出水処理施設

ソフトウェア(処理機能)

ハードウェア(土木建築設備、機械配管設備、電気計装設備、その他機器類)

(機能検査者の受験資格)

第5条 最終処分場機能検査者の受験資格は、個人に与えるもので、3年以上の最終処分場に係る実務経験(大学院、大学、高専等の廃棄物関連の研究経験も含む)を有している者とする。

(機能検査者の受験及び認定)

第6条 受験者は、別途定める所定の様式で NPO・LSA の認定専門委員会に認定申請を行い、次の全ての審査に合格した者に認定書を授与する。

- 1) 申請書類が適正である者
- 2) テキストによるオープン型最終処分場、被覆型最終処分場、浸出水処理施設の講習を受けた者
- 3) 試験に合格した者

試験問題は次の3種類とし、別途定める基準に合格した者。複数受験は可とし、費用は専門分野別に負担する。

(1) 共通科目：1) 択一問題(最終処分場の機能検査の最低必要知識)

2) 論文

(2) 専門科目：1) 択一問題(オープン型最終処分場機能検査、被覆型最終処分場機能検査、浸出水処理施設機能検査の個々の専門としての必要知識)

2) 論文

- 4) 別途定める講習費、受験費、登録費を納入した者

なお、原則として試験は年1回実施する。

(マスター資格)

第7条 マスター資格の位置付けは、本最終処分場機能検査資格者に相当するもので、NPO・LSA のシステム活性化部会(旧 NPO・LS 研のシステム統合部会、旧 CS 研の統括システム委員会を含む)および資格認定専門委員会のいずれかの委員を3年以上務めた者で、機能検査者受験に際しての講習を受けた者が、資格認定専門委員会に自己申請し(オープン型最終処分場機能検査者、被覆型最終処分場機能検査者、浸出水処理施設機能検査者のいずれか)、認定専門委員会で審議の上決定する。

- 1) 本資格への申請は第6条に準ずる。
- 2) 別途定める登録費を支払う。
- 3) 認定の更新は実施する。認定の取り消しは、第9条を適用する。

(認定更新)

第 8 条 機能検査者資格の認定更新は、最終処分場機能検査制度規程による。更新講習受講後、受講者に認定更新登録証を授与する。更新の申請、更新基準、更新費などは、別途定める。

(認定の取り消し)

第 9 条 機能検査者の認定取り消しは、次の行為を対象とする。

- 1) 正当な理由なく、認定更新日より半年以上過ぎても資格の更新を行わない者。
- 2) 資格の役割不履行、あるいは、社会的背任行為などにより資格の名誉を損わせた者。

(資格認定者の登録、公開)

第10条 資格認定者の登録

資格認定者は、NPO・LSA に別途定める所定の帳票を用い、登録費をそえて登録することが出来る。

NPO・LSA は登録者の承諾を得て登録者が資格認定者であることをホームページで公開する。

(認定専門委員会)

第 11 条 認定専門委員会に、試験執行 WG、制度検討 WG を置き、別途定める業務を行う。

(定めなき事項)

第 12 条 定めなき事項については、認定専門委員会が立案、調整し、NPO・LSA 理事会で決定する。

(その他)

第 13 条 本制度の普及のために各 WG は、別途積極的に行動(リーフレット、ホームページなど)する。

(改廃)

第 14 条 本規則の改廃は、事業活性化委員会が起案し、理事会の議決による。

付則 本規則は 2005 年 2 月 14 日から施行する。

改定履歴
2005/08/23 改定
2006/04/04 改定
2007/03/28 改定
2008/08/28 改定

2016/10/11 改定
2019/8/22 改定
2019/10/18 改定
2021/09/16 改定
2026/03/19 改定